

香川県条例第38号

公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年香川県条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第1

改正後	改正前
<p>(給料表) 第5条 略</p> <p>(期末手当) 第24条の3 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>(人事委員会に協議して教育委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(第24条の6において「特定管理職員」という。)にあっては、<u>100分の107.5</u>)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」と、「<u>100分の</u></p>	<p>(給料表) 第5条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。</p> <p>(1) 高等学校等教育職給料表 (別表第1) (2) 中学校及び小学校教育職給料表 (別表第2)</p> <p>2 略</p> <p>(期末手当) 第24条の3 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第24条の6までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める日(次条から第24条の6までにおいてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第29条第5項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>(人事委員会に協議して教育委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(第24条の6において「特定管理職員」という。)にあっては、<u>100分の102.5</u>)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」と、「<u>100分の</u></p>

107.5』とあるのは「100分の61.25』とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第24条の6 略

2 略

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5(特定管理職員にあっては、100分の127.5)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25(特定管理職員にあっては、100分の61.25)を乗じて得た額の総額

3～5 略

102.5』とあるのは「100分の58.75』とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第24条の6 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の勤務成績の評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、支給日に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会に協議して教育委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の102.5(特定管理職員にあっては、100分の122.5)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の48.75(特定管理職員にあっては、100分の58.75)を乗じて得た額の総額

3～5 略

別表第1 (第5条関係)

高等学校等教育職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	199,900	246,300	298,200	354,600	423,900
	2	202,200	247,800	300,000	356,000	425,700
	3	204,500	249,200	301,800	357,400	427,500
	4	206,700	250,600	303,600	358,800	429,100
	5	208,900	252,000	305,400	360,200	430,600
	6	211,200	253,200	307,200	361,500	432,100
	7	213,400	254,400	309,000	362,800	433,900
	8	215,600	255,600	310,700	364,100	435,700
	9	217,800	257,000	312,400	365,300	437,400
	10	220,000	258,200	314,200	366,800	439,200
	11	222,200	259,500	316,000	368,300	441,100
	12	224,400	260,800	317,800	369,700	442,900
	13	226,600	262,100	319,700	371,000	444,600
	14	228,700	264,000	321,500	372,500	446,500
	15	230,800	265,800	323,300	374,000	448,300
	16	232,900	267,600	325,000	375,400	450,200
	17	235,000	269,300	326,600	376,800	451,900
	18	236,800	271,500	328,500	378,300	453,700
	19	238,500	273,700	330,400	379,700	455,500
	20	240,200	275,900	332,300	381,100	457,300
	21	241,900	278,100	334,100	382,500	458,900
	22	243,200	280,300	336,100	384,000	460,600
	23	244,500	282,500	337,900	385,500	462,500
	24	245,800	284,600	339,700	386,900	464,200
	25	247,000	286,600	341,400	388,200	465,900
	26	248,200	288,500	343,100	389,700	467,500
	27	249,400	290,400	344,700	391,200	469,000
	28	250,600	292,200	346,300	392,700	470,500
	29	251,700	294,000	347,900	394,100	472,000
	30	252,900	295,900	349,200	395,600	473,300
	31	254,100	297,700	350,400	397,100	474,600
	32	255,300	299,400	351,600	398,600	475,900
	33	256,400	301,100	352,900	400,000	477,100
	34	257,700	302,900	354,500	401,600	477,800
	35	259,000	304,600	356,100	403,200	478,500
	36	260,300	306,200	357,600	404,700	479,200
	37	261,700	307,800	359,100	405,900	479,800
	38	263,100	309,500	360,700	407,300	480,500
	39	264,400	311,300	362,300	408,700	481,200
	40	265,700	313,000	363,800	410,000	481,900
	41	267,000	314,300	365,300	411,600	482,500
	42	268,000	316,200	366,900	413,000	483,200
	43	269,000	318,000	368,500	414,300	483,900
	44	269,900	319,700	370,000	415,700	484,600
	45	270,600	321,400	371,500	417,100	485,200
	46	271,400	323,300	373,100	418,400	
	47	272,200	325,000	374,700	419,900	
	48	273,000	326,700	376,200	421,400	
	49	273,800	328,400	377,700	423,000	
	50	274,600	330,200	379,200	424,400	
	51	275,300	332,000	380,700	426,000	
	52	276,100	333,700	382,100	427,500	

別表第1 (第5条関係)

高等学校等教育職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	177,200	219,700	274,900	337,600	418,700
	2	178,700	221,400	277,200	339,600	420,500
	3	180,300	222,900	279,500	341,600	422,300
	4	181,800	224,400	281,600	343,600	423,900
	5	183,400	226,100	283,800	345,600	425,400
	6	185,300	227,400	286,000	347,200	426,900
	7	187,100	228,600	288,200	348,800	428,700
	8	189,000	229,900	290,300	350,300	430,500
	9	190,700	231,600	292,400	351,800	432,200
	10	192,800	233,300	294,700	353,800	434,000
	11	194,800	235,000	297,000	355,800	435,900
	12	196,800	236,600	299,100	357,700	437,700
	13	198,800	238,100	301,300	359,600	439,400
	14	200,900	240,100	303,100	361,500	441,300
	15	203,000	242,000	304,900	363,300	443,100
	16	205,100	243,900	306,600	364,900	445,000
	17	207,300	245,600	308,200	366,500	446,700
	18	209,400	248,000	310,400	368,300	448,500
	19	211,600	250,400	312,500	370,100	450,300
	20	213,500	252,800	314,800	371,900	452,100
	21	215,700	255,200	316,800	373,500	453,700
	22	217,300	257,600	319,000	375,400	455,400
	23	218,800	259,900	321,200	377,100	457,300
	24	220,300	262,100	323,500	378,800	459,000
	25	221,800	264,300	325,700	380,100	460,700
	26	223,000	266,500	327,900	381,900	462,300
	27	224,200	268,900	330,000	383,700	463,900
	28	225,500	271,000	332,000	385,600	465,400
	29	226,800	273,300	334,000	387,400	466,900
	30	228,300	275,600	335,400	389,200	468,200
	31	229,900	277,800	336,800	391,100	469,500
	32	231,300	279,900	338,400	393,000	470,800
	33	232,700	282,000	339,900	394,600	472,000
	34	234,400	284,200	341,900	396,300	472,700
	35	236,200	286,300	344,000	397,900	473,400
	36	237,700	288,200	345,800	399,600	474,100
	37	239,100	290,300	347,700	400,800	474,700
	38	240,600	292,000	349,600	402,200	475,400
	39	242,100	293,800	351,500	403,600	476,100
	40	243,600	295,500	353,400	405,000	476,800
	41	245,000	296,800	355,300	406,600	477,400
	42	246,300	298,800	357,200	408,000	478,100
	43	247,500	300,700	359,100	409,300	478,800
	44	248,600	302,700	361,000	410,700	479,500
	45	249,700	304,700	362,800	412,100	480,100
	46	250,900	306,800	364,700	413,400	
	47	252,100	309,000	366,600	414,900	
	48	253,100	311,200	368,500	416,400	
	49	254,200	313,300	370,100	418,000	
	50	255,500	315,600	371,900	419,400	
	51	256,700	317,800	373,800	421,000	
	52	258,000	319,900	375,800	422,500	

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

53	276,900	335,400	383,500	429,200
54	277,700	336,700	385,000	430,700
55	278,500	338,000	386,400	432,300
56	279,300	339,300	387,800	433,900
57	280,000	340,800	389,300	435,400
58	280,600	342,400	390,900	436,900
59	281,400	343,900	392,500	438,100
60	282,300	345,500	393,900	439,300
61	283,100	347,000	395,100	440,500
62	283,700	348,600	396,500	441,800
63	284,500	350,200	397,900	443,000
64	285,200	351,700	399,200	444,200
65	286,200	353,200	400,400	445,300
66	287,000	354,800	401,400	446,500
67	287,800	356,400	402,900	447,700
68	288,500	357,900	404,200	448,900
69	289,200	359,400	405,500	450,100
70	290,000	361,000	406,800	451,300
71	290,800	362,600	408,200	452,500
72	291,500	364,100	409,400	453,700
73	292,200	365,600	410,600	454,800
74	292,900	367,200	412,000	455,400
75	293,600	368,800	413,400	455,900
76	294,200	370,300	414,700	456,400
77	294,800	371,800	415,900	456,900
78	295,500	373,200	417,100	
79	296,200	374,600	418,400	
80	296,800	375,900	419,800	
81	297,400	377,200	421,100	
82	298,100	378,600	422,300	
83	298,800	380,000	423,300	
84	299,500	381,300	424,500	
85	300,200	382,400	425,700	
86	301,000	383,800	426,800	
87	301,700	385,100	428,000	
88	302,400	386,400	429,000	
89	303,100	387,600	430,100	
90	304,000	388,900	431,100	
91	304,800	390,000	432,100	
92	305,600	391,200	433,100	
93	306,100	392,400	434,000	
94	306,900	393,500	434,800	
95	307,700	394,700	435,600	
96	308,500	395,900	436,400	
97	309,200	397,300	437,100	
98	310,000	398,300	437,500	
99	310,800	399,300	437,900	
100	311,500	400,300	438,300	
101	312,300	401,200	438,700	
102	313,200	402,200	439,000	
103	314,100	403,300	439,300	
104	314,900	404,400	439,500	
105	315,500	405,100	439,800	
106	316,300	406,000	440,100	
107	317,100	406,900	440,400	
108	317,900	407,800	440,600	
109	318,600	408,600	440,800	
110	319,000	409,400	441,100	

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

53	259,100	322,000	377,600	424,200
54	260,300	323,500	379,400	425,700
55	261,600	325,000	381,100	427,300
56	262,600	326,500	382,700	428,900
57	263,700	328,200	384,200	430,400
58	264,400	330,200	385,800	431,900
59	265,400	332,200	387,400	433,100
60	266,400	334,100	389,000	434,300
61	267,300	335,900	390,200	435,500
62	268,100	337,900	391,600	436,800
63	268,900	339,900	393,000	438,100
64	269,700	341,800	394,300	439,300
65	270,800	343,500	395,500	440,500
66	272,100	345,500	396,700	441,700
67	273,400	347,500	398,000	442,900
68	274,700	349,500	399,300	444,100
69	275,900	351,300	400,600	445,300
70	277,100	353,200	401,900	446,500
71	278,300	355,100	403,300	447,700
72	279,500	357,000	404,500	448,900
73	280,500	358,600	405,700	450,000
74	281,500	360,500	407,100	450,600
75	282,500	362,300	408,500	451,100
76	283,400	364,200	409,800	451,600
77	284,300	366,000	411,000	452,100
78	285,200	367,700	412,200	
79	286,100	369,300	413,500	
80	287,000	370,900	414,900	
81	287,800	372,300	416,200	
82	288,900	373,800	417,400	
83	289,900	375,200	418,400	
84	290,900	376,500	419,600	
85	291,900	377,600	420,800	
86	292,900	379,000	422,000	
87	293,900	380,400	423,200	
88	294,900	381,700	424,200	
89	296,000	382,900	425,300	
90	297,100	384,200	426,300	
91	298,200	385,300	427,300	
92	299,200	386,500	428,300	
93	299,700	387,700	429,200	
94	300,700	388,800	430,000	
95	301,800	390,000	430,800	
96	303,000	391,200	431,600	
97	304,000	392,600	432,400	
98	305,100	393,600	432,800	
99	306,100	394,600	433,200	
100	307,100	395,600	433,600	
101	307,900	396,500	434,000	
102	309,000	397,500	434,300	
103	310,000	398,600	434,600	
104	311,000	399,700	434,800	
105	311,600	400,400	435,100	
106	312,500	401,300	435,400	
107	313,300	402,200	435,700	
108	314,100	403,100	435,900	
109	314,800	403,900	436,100	
110	315,200	404,800	436,400	

111	319,400	410,200	441,400		
112	319,900	411,000	441,600		
113	320,400	411,600	441,800		
114	320,800	412,300	442,100		
115	321,300	413,000	442,400		
116	321,700	413,700	442,600		
117	322,200	414,300	442,800		
118	322,700	414,800			
119	323,100	415,200			
120	323,600	415,500			
121	324,100	415,800			
122	324,500	416,100			
123	325,000	416,400			
124	325,500	416,600			
125	326,100	416,800			
126	326,400	417,100			
127	326,700	417,400			
128	327,000	417,600			
129	327,200	417,800			
130	327,500	418,100			
131	327,800	418,400			
132	328,000	418,600			
133	328,200	418,800			
134	328,400	419,100			
135	328,600	419,400			
136	328,900	419,600			
137	329,200	419,800			
138	329,400	420,100			
139	329,700	420,400			
140	330,000	420,600			
141	330,200	420,800			
142	330,400	421,100			
143	330,700	421,400			
144	330,900	421,600			
145	331,200	421,800			
146	331,400				
147	331,700				
148	332,000				
149	332,200				
150	332,400				
151	332,700				
152	333,000				
153	333,200				
定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円
	238,500	279,100	308,200	336,600	421,900

備考 略

111	315,600	405,600	436,700		
112	316,100	406,400	436,900		
113	316,600	407,000	437,100		
114	317,000	407,700	437,400		
115	317,500	408,400	437,700		
116	317,900	409,100	437,900		
117	318,400	409,700	438,100		
118	318,900	410,200			
119	319,300	410,600			
120	319,800	411,000			
121	320,300	411,300			
122	320,700	411,600			
123	321,200	411,900			
124	321,700	412,100			
125	322,300	412,300			
126	322,600	412,600			
127	322,900	412,900			
128	323,200	413,100			
129	323,400	413,300			
130	323,700	413,600			
131	324,000	413,900			
132	324,300	414,100			
133	324,500	414,300			
134	324,700	414,600			
135	324,900	414,900			
136	325,200	415,100			
137	325,500	415,300			
138	325,700	415,600			
139	326,000	415,900			
140	326,300	416,100			
141	326,500	416,300			
142	326,700	416,600			
143	327,000	416,900			
144	327,200	417,100			
145	327,500	417,300			
146	327,700				
147	328,000				
148	328,300				
149	328,500				
150	328,700				
151	329,000				
152	329,300				
153	329,500				
定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円
	235,000	275,300	304,000	332,200	416,600

備考 略

別表第2 (第5条関係)

中学校及び小学校教育職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	199,900	220,700	298,200	323,900	413,600
	2	202,200	223,100	300,000	326,000	415,100
	3	204,500	225,500	301,800	328,100	416,600
	4	206,700	227,900	303,600	330,200	418,000
	5	208,900	230,300	305,400	332,200	419,300
	6	211,200	232,700	307,200	334,300	420,700
	7	213,400	235,100	309,000	336,400	422,100
	8	215,600	237,500	310,700	338,500	423,500
	9	217,800	239,900	312,400	340,500	424,900
	10	220,000	241,500	314,200	342,600	426,300
	11	222,200	243,100	316,000	344,700	427,700
	12	224,400	244,700	317,800	346,700	429,000
	13	226,600	246,300	319,700	348,700	430,300
	14	228,700	247,800	321,500	350,200	431,700
	15	230,800	249,200	323,300	351,700	433,100
	16	232,900	250,600	325,000	353,200	434,500
	17	235,000	252,000	326,600	354,600	435,700
	18	236,800	253,200	328,500	356,000	437,000
	19	238,500	254,400	330,400	357,400	438,200
	20	240,200	255,600	332,300	358,800	439,500
	21	241,900	257,000	334,100	360,200	440,600
	22	243,200	258,200	336,100	361,500	441,700
	23	244,500	259,500	337,900	362,800	442,900
	24	245,800	260,800	339,700	364,100	444,100
	25	247,000	262,100	341,400	365,300	445,400
	26	248,100	264,000	343,100	366,600	446,600
	27	249,200	265,800	344,700	367,800	447,700
	28	250,300	267,600	346,300	369,000	448,700
	29	251,500	269,300	347,900	370,200	449,900
	30	252,800	271,500	349,200	371,400	450,700
	31	254,000	273,700	350,400	372,600	451,500
	32	255,200	275,900	351,600	373,700	452,400
	33	256,300	278,100	352,900	374,800	453,300
	34	257,500	280,300	354,300	376,000	453,800
	35	258,700	282,500	355,700	377,200	454,300
	36	259,900	284,600	357,000	378,300	454,800
	37	261,100	286,600	358,300	379,400	455,300
	38	262,300	288,500	359,700	380,600	455,800
	39	263,500	290,400	361,100	381,800	456,300
	40	264,700	292,200	362,400	382,900	456,800
	41	265,900	294,000	363,700	384,000	457,300
	42	267,000	295,900	365,100	385,200	457,800
	43	268,100	297,700	366,400	386,400	458,300
	44	269,200	299,400	367,700	387,500	458,800
	45	270,200	301,100	369,000	388,600	459,300
	46	271,000	302,900	370,200	389,800	459,800
	47	271,800	304,600	371,400	391,000	460,300
	48	272,600	306,200	372,600	392,200	460,800
	49	273,300	307,800	373,800	393,400	461,300
	50	274,100	309,500	375,000	394,700	
	51	274,800	311,300	376,200	395,900	
	52	275,500	313,000	377,400	397,100	

別表第2 (第5条関係)

中学校及び小学校教育職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	177,200	193,400	274,900	303,200	408,500
	2	178,700	195,500	277,200	305,800	410,000
	3	180,300	197,600	279,500	308,600	411,500
	4	181,800	199,800	281,600	311,000	412,900
	5	183,400	201,900	283,800	313,300	414,200
	6	185,300	204,000	286,000	315,400	415,600
	7	187,100	206,100	288,200	317,500	417,000
	8	189,000	208,200	290,300	319,600	418,400
	9	190,700	210,400	292,400	321,600	419,800
	10	192,800	212,800	294,700	323,800	421,200
	11	194,800	215,100	297,000	326,100	422,600
	12	196,800	217,300	299,100	328,400	423,900
	13	198,800	219,700	301,300	330,600	425,200
	14	200,900	221,400	303,100	332,400	426,600
	15	203,000	222,900	304,900	334,200	428,000
	16	205,100	224,400	306,600	335,900	429,400
	17	207,300	226,100	308,200	337,600	430,600
	18	209,400	227,400	310,400	339,600	431,900
	19	211,600	228,600	312,500	341,600	433,100
	20	213,500	229,900	314,800	343,600	434,400
	21	215,700	231,600	316,800	345,600	435,500
	22	217,300	233,300	319,000	347,200	436,700
	23	218,800	235,000	321,200	348,800	438,000
	24	220,300	236,600	323,500	350,300	439,300
	25	221,800	238,100	325,700	351,800	440,600
	26	222,900	240,100	327,900	353,600	441,800
	27	224,000	242,000	330,000	355,300	442,800
	28	225,200	243,900	332,000	357,000	443,900
	29	226,700	245,600	334,000	358,600	445,100
	30	228,200	248,000	335,400	360,200	445,900
	31	229,700	250,400	336,800	361,800	446,700
	32	231,200	252,800	338,400	363,300	447,600
	33	232,500	255,200	339,900	364,600	448,500
	34	234,100	257,600	341,900	366,100	449,000
	35	235,800	259,900	344,000	367,600	449,500
	36	237,200	262,100	345,800	369,300	450,000
	37	238,500	264,300	347,600	371,000	450,500
	38	239,900	266,500	349,300	372,500	451,000
	39	241,300	268,900	351,000	373,800	451,500
	40	242,700	271,000	352,600	375,200	452,000
	41	244,000	273,300	354,100	376,300	452,500
	42	245,300	275,600	355,800	377,700	453,000
	43	246,500	277,800	357,400	379,100	453,500
	44	247,800	279,900	359,000	380,600	454,000
	45	249,100	282,000	360,700	382,000	454,500
	46	250,400	284,200	362,400	383,600	455,000
	47	251,600	286,300	363,700	385,100	455,500
	48	252,700	288,200	365,100	386,600	456,000
	49	253,800	290,300	366,300	387,900	456,500
	50	255,100	292,000	367,800	389,400	
	51	256,400	293,800	369,400	390,800	
	52	257,400	295,500	370,900	392,100	

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

53	276,300	314,300	378,500	398,300
54	277,100	316,200	379,700	399,600
55	277,900	318,000	380,900	400,600
56	278,600	319,700	382,100	401,700
57	279,300	321,400	383,200	402,900
58	280,100	323,300	384,500	404,100
59	280,900	325,000	385,800	405,300
60	281,600	326,700	387,000	406,500
61	282,200	328,400	387,900	407,600
62	282,900	330,200	389,100	408,600
63	283,600	332,000	390,100	409,900
64	284,200	333,700	391,200	411,100
65	284,900	335,400	392,000	412,300
66	285,600	336,700	393,100	413,400
67	286,300	338,000	394,100	414,500
68	287,000	339,300	395,100	415,600
69	287,700	340,800	396,200	416,600
70	288,500	342,300	397,200	417,800
71	289,200	343,800	398,300	419,000
72	289,900	345,300	399,400	420,200
73	290,400	346,700	400,400	420,800
74	291,100	348,200	401,500	421,600
75	291,800	349,700	402,600	422,300
76	292,400	351,200	403,600	422,800
77	293,000	352,600	404,500	423,100
78	293,700	354,100	405,400	423,400
79	294,300	355,600	406,400	423,800
80	294,900	357,100	407,400	424,200
81	295,500	358,500	408,200	424,500
82	296,100	359,800	409,000	424,900
83	296,700	361,100	409,700	425,200
84	297,300	362,300	410,500	425,500
85	297,800	363,500	411,200	425,800
86	298,300	364,700	411,800	426,200
87	298,800	365,900	412,500	426,500
88	299,300	367,000	413,200	426,800
89	299,700	368,100	413,800	427,100
90	300,300	369,200	414,500	427,400
91	300,800	370,300	415,000	427,700
92	301,300	371,400	415,600	427,900
93	301,600	372,500	416,000	428,100
94	302,100	373,700	416,400	428,400
95	302,600	374,800	416,700	428,700
96	303,000	375,900	417,000	428,900
97	303,400	376,900	417,200	429,100
98	303,900	377,900	417,500	429,400
99	304,400	378,800	417,800	429,700
100	304,800	379,700	418,000	429,900
101	305,200	380,500	418,200	430,100
102	305,600	381,500	418,500	430,400
103	306,000	382,400	418,800	430,700
104	306,300	383,300	419,000	430,900
105	306,500	384,100	419,200	431,100
106	306,800	385,000	419,500	
107	307,100	385,900	419,800	
108	307,300	386,800	420,000	
109	307,500	387,600	420,200	
110	307,700	388,600	420,500	

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

53	258,500	296,800	372,300	393,300
54	259,900	298,800	373,800	394,600
55	260,900	300,700	375,300	395,700
56	261,900	302,700	376,700	396,800
57	262,900	304,700	378,100	398,000
58	263,900	306,800	379,500	399,200
59	264,900	309,000	380,800	400,400
60	265,900	311,200	382,100	401,600
61	266,800	313,300	383,000	402,700
62	267,500	315,600	384,200	403,700
63	268,200	317,800	385,300	405,000
64	268,800	319,900	386,400	406,200
65	269,500	322,000	387,200	407,400
66	270,700	323,500	388,300	408,500
67	271,800	325,000	389,300	409,600
68	272,900	326,500	390,300	410,700
69	274,200	328,200	391,400	411,700
70	275,600	330,200	392,400	412,900
71	276,800	332,200	393,500	414,100
72	278,000	334,100	394,600	415,300
73	279,800	335,900	395,600	416,900
74	279,700	337,900	396,700	416,700
75	280,700	339,800	397,800	417,400
76	281,700	341,700	398,800	417,900
77	282,600	343,400	399,700	418,200
78	283,600	345,200	400,600	418,600
79	284,700	346,900	401,600	419,000
80	285,500	348,600	402,600	419,400
81	286,300	350,400	403,400	419,700
82	287,100	352,100	404,200	420,100
83	287,900	353,500	404,900	420,500
84	288,700	355,100	405,700	420,800
85	289,600	356,300	406,400	421,100
86	290,400	357,900	407,200	421,500
87	291,100	359,400	407,900	421,900
88	291,900	360,900	408,600	422,200
89	292,800	362,200	409,200	422,500
90	293,700	363,500	409,900	422,800
91	294,600	364,800	410,400	423,100
92	295,300	366,200	411,100	423,300
93	295,600	367,600	411,500	423,500
94	296,300	368,900	411,900	423,800
95	297,000	370,100	412,200	424,100
96	297,700	371,200	412,500	424,300
97	298,400	372,200	412,700	424,500
98	299,200	373,200	413,000	424,800
99	300,000	374,200	413,300	425,100
100	300,700	375,100	413,500	425,300
101	301,400	375,900	413,700	425,500
102	301,800	376,900	414,000	425,800
103	302,200	377,800	414,300	426,100
104	302,600	378,700	414,500	426,300
105	302,800	379,500	414,700	426,500
106	303,100	380,400	415,000	
107	303,400	381,300	415,300	
108	303,600	382,200	415,500	
109	303,800	383,000	415,700	
110	304,000	384,000	416,000	

111	<u>308,000</u>	<u>389,500</u>	<u>420,800</u>		
112	<u>308,300</u>	<u>390,400</u>	<u>421,000</u>		
113	<u>308,500</u>	<u>391,000</u>	<u>421,200</u>		
114	<u>308,700</u>	<u>391,900</u>	<u>421,500</u>		
115	<u>308,900</u>	<u>392,800</u>	<u>421,800</u>		
116	<u>309,200</u>	<u>393,700</u>	<u>422,000</u>		
117	<u>309,500</u>	<u>394,500</u>	<u>422,200</u>		
118	<u>309,700</u>	<u>395,200</u>			
119	<u>310,000</u>	<u>396,000</u>			
120	<u>310,300</u>	<u>396,800</u>			
121	<u>310,500</u>	<u>397,400</u>			
122	<u>310,700</u>	<u>398,100</u>			
123	<u>310,900</u>	<u>398,800</u>			
124	<u>311,200</u>	<u>399,400</u>			
125	<u>311,500</u>	<u>400,000</u>			
126		<u>400,700</u>			
127		<u>401,200</u>			
128		<u>401,800</u>			
129		<u>402,400</u>			
130		<u>403,000</u>			
131		<u>403,500</u>			
132		<u>404,000</u>			
133		<u>404,300</u>			
134		<u>404,600</u>			
135		<u>404,900</u>			
136		<u>405,200</u>			
137		<u>405,500</u>			
138		<u>405,800</u>			
139		<u>406,100</u>			
140		<u>406,400</u>			
141		<u>406,700</u>			
142		<u>407,000</u>			
143		<u>407,300</u>			
144		<u>407,600</u>			
145		<u>407,800</u>			
146		<u>408,100</u>			
147		<u>408,400</u>			
148		<u>408,600</u>			
149		<u>408,800</u>			
150		<u>409,100</u>			
151		<u>409,400</u>			
152		<u>409,600</u>			
153		<u>409,800</u>			
154		<u>410,100</u>			
155		<u>410,400</u>			
156		<u>410,600</u>			
157		<u>410,800</u>			
定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円
	229,700	276,000	303,400	330,000	411,900

備考 略

111	<u>304,300</u>	<u>384,900</u>	<u>416,300</u>		
112	<u>304,600</u>	<u>385,800</u>	<u>416,500</u>		
113	<u>304,800</u>	<u>386,400</u>	<u>416,700</u>		
114	<u>305,000</u>	<u>387,300</u>	<u>417,000</u>		
115	<u>305,200</u>	<u>388,200</u>	<u>417,300</u>		
116	<u>305,500</u>	<u>389,100</u>	<u>417,500</u>		
117	<u>305,800</u>	<u>389,900</u>	<u>417,700</u>		
118	<u>306,000</u>	<u>390,600</u>			
119	<u>306,300</u>	<u>391,400</u>			
120	<u>306,600</u>	<u>392,200</u>			
121	<u>306,800</u>	<u>392,800</u>			
122	<u>307,000</u>	<u>393,600</u>			
123	<u>307,200</u>	<u>394,300</u>			
124	<u>307,500</u>	<u>395,000</u>			
125	<u>307,800</u>	<u>395,600</u>			
126		<u>396,300</u>			
127		<u>396,800</u>			
128		<u>397,400</u>			
129		<u>398,100</u>			
130		<u>398,700</u>			
131		<u>399,200</u>			
132		<u>399,700</u>			
133		<u>400,000</u>			
134		<u>400,300</u>			
135		<u>400,600</u>			
136		<u>400,900</u>			
137		<u>401,200</u>			
138		<u>401,500</u>			
139		<u>401,800</u>			
140		<u>402,100</u>			
141		<u>402,400</u>			
142		<u>402,700</u>			
143		<u>403,000</u>			
144		<u>403,300</u>			
145		<u>403,500</u>			
146		<u>403,800</u>			
147		<u>404,100</u>			
148		<u>404,300</u>			
149		<u>404,500</u>			
150		<u>404,800</u>			
151		<u>405,100</u>			
152		<u>405,300</u>			
153		<u>405,500</u>			
154		<u>405,800</u>			
155		<u>406,100</u>			
156		<u>406,300</u>			
157		<u>406,500</u>			
定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円
	226,200	272,100	299,100	325,500	406,600

備考 略

第2

改正後	改正前
<p>(給料)</p> <p>第4条 給料は、勤務に対する報酬であつて、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、管理職手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、<u>在宅勤務等手当</u>、特殊勤務手当、特地勤務手当（第23条の3の規定による手当を含む。第25条において同じ。）、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）、退職手当、退職年金及び退職一時金を除いたものとする。</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>3 扶養手当の月額は、<u>前項第1号に該当する扶養親族</u>（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、<u>前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族</u>については1人につき6,500円とする。</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に<u>当該期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p> <p>5 <u>前各項に規定するもののほか</u>、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定</p>	<p>(給料)</p> <p>第4条 給料は、勤務に対する報酬であつて、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、管理職手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、<u>特殊勤務手当</u>、特地勤務手当（第23条の3の規定による手当を含む。第25条において同じ。）、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、<u>勤勉手当</u>、義務教育等教員特別手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）、退職手当、退職年金及び退職一時金を除いたものとする。</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第20条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。</p> <p>2 前項の扶養親族は、次に掲げる者で、他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けているものとする。</p> <p>(1) <u>配偶者</u>（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</p> <p>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p>(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</p> <p>(4) 60歳以上の父母及び祖父母</p> <p>(5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>(6) 心身に著しい障害がある者</p> <p>3 扶養手当の月額は、<u>前項各号（第2号を除く。）のいずれかに該当する扶養親族</u>については1人につき6,500円、<u>同項第2号に該当する扶養親族</u>（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円とする。</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「<u>特定期間</u>」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に<u>特定期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p>

その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める。

第21条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨を任命権者又はその委任を受けた者に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合

(3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(地域手当)
第21条 略

(住居手当)
第22条の2 略

(1) 略

(2) 第22条の4第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)が居住するための住宅(教育委員会が管理する宿舎その他人事委員会に協議して教育委員会規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるもの

2・3 略

(通勤手当)
第22条の3 略
2 略

(1) 略

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、1箇月につき、それぞれ次に定める額(第22条の5第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び短時間勤務職員(1箇月当たりの通勤回数を考慮して人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員に限る。))にあっては、その額から、その額に人事委員会に協議して教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

ア～サ 略

(地域手当)
第21条の2 略

(住居手当)
第22条の2 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 略

(2) 第22条の4第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(教育委員会が管理する宿舎その他人事委員会に協議して教育委員会規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるもの

2・3 略

(通勤手当)
第22条の3 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。
2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、1箇月につき、それぞれ次に定める額(短時間勤務職員のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員にあっては、その額から、その額に人事委員会に協議して教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員 2,700円
イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員

(3) 略

3・4 略

(単身赴任手当)

第22条の4 略

2 略

3 新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に勤務する学校に通勤することが通勤距離等を考慮して人事委員会に協議して教育委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員

5,500円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員
8,300円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員
11,100円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員
13,900円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員
16,700円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員
19,500円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員
22,300円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員
25,100円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員
27,900円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上である職員 30,700円

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会に協議して教育委員会規則で定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に定める額の合計額、運賃等相当額又は前号に定める額

3・4 略

(単身赴任手当)

第22条の4 略

2 略

3 国家公務員、職員以外の地方公務員その他の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に勤務する学校に通勤することが通勤距離等を考慮して人事委員会に協議して教育委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められ

との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 略

(在宅勤務等手当)

第22条の5 住居その他これに準ずるものとして人事委員会に協議して教育委員会規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他人事委員会に協議して教育委員会規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。

3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める。

(特殊勤務手当)

第23条 略

(特地勤務手当等)

第23条の2 略

2 略

3 第21条第1項に規定する地域に所在する特地学校に勤務する職員には、支給される地域手当の額の限度において、特地勤務手当は支給しない。

るもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 略

(特殊勤務手当)

第23条 略

(特地勤務手当等)

第23条の2 離島その他の生活の著しく不便な地に所在する学校として人事委員会に協議して教育委員会規則で指定するもの（以下「特地学校」という。）に勤務する職員には、特地勤務手当を支給する。

2 特地勤務手当の月額は、給料及び扶養手当の合計額の100分の25を超えない範囲内で人事委員会に協議して教育委員会規則で定める。

3 第21条の2第1項に規定する地域に所在する特地学校に勤務する職員には、支給される地域手当の額の限度において、特地勤務手当は支給しない。

第23条の3 職員が学校を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合又は職員の勤務する学校が移転し、当該移転に伴って職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に勤務する学校又はその移転した学校が特地学校又は任命権者が人事委員会に協議して指定するこれらに準ずる学校（以下「準特地学校」という。）に該当するときは、当該職員に

(特定の職員についての適用除外)

第23条の4 第7条第1項から第8項まで、第19条の2及び第20条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

2 第19条の2、第20条、第22条の2、第22条の4、第23条の2及び前条の規定は、短時間勤務職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）には適用しない。

3 略

(管理職員特別勤務手当)

第24条の2 第22条第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間等条例第4条第1項、第5条及び第6条の規定に基づく週休日若しくは休日等又は人事委員会に協議して教育委員会規則で定める日（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、第22条第1項に規定する管理職手当の支給

は、人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるところにより、当該異動又は学校の移転の日から3年以内の期間（当該異動又は学校の移転の日から起算して3年を経過する際任命権者が人事委員会に協議して定める条件に該当する者にあつては、更に3年以内の期間）、給料及び扶養手当の月額合計額の100分の6を超えない範囲内の月額の特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

2 国家公務員、職員以外の地方公務員その他の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める者であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となつて特地学校又は準特地学校に勤務することとなつたことに伴つて住居を移転した職員（任用の事情等を考慮して人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員に限る。）、新たに特地学校又は準特地学校に該当することとなつた学校に勤務する職員でその特地学校又は準特地学校に該当することとなつた日前3年以内に当該学校に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したものその他前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員には、人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるところにより、同項の規定に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

(特定の職員についての適用除外)

第23条の4 第7条第1項から第8項まで、第19条の2、第20条、第21条、第22条の2、第23条の2及び前条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

2 第19条の2、第20条、第21条、第22条の2、第22条の4、第23条の2及び前条の規定は、短時間勤務職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）には適用しない。

3 略

(管理職員特別勤務手当)

第24条の2 第22条第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間等条例第4条第1項、第5条及び第6条の規定に基づく週休日若しくは休日等又は人事委員会に協議して教育委員会規則で定める日（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、第22条第1項に規定する管理職手当の支給

を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会に協議して教育委員会規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において人事委員会に協議して教育委員会規則で定める額

(2) 略

4 略

(期末手当)

第24条の3 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125（人事委員会に協議して教育委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（第24条の6において「特定管理職員」という。）にあっては、100分の105）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第24条の6 略

2 略

を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において人事委員会に協議して教育委員会規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会に協議して教育委員会規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において人事委員会に協議して教育委員会規則で定める額

4 略

(期末手当)

第24条の3 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5（人事委員会に協議して教育委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（第24条の6において「特定管理職員」という。）にあっては、100分の107.5）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の61.25」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第24条の6 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会に協議して教育委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105（特定管理職員にあっては、100分の125）を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50（特定管理職員にあっては、100分の60）を乗じて得た額の総額

3～5 略

この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5（特定管理職員にあっては、100分の127.5）を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25（特定管理職員にあっては、100分の61.25）を乗じて得た額の総額

3～5 略

別表第1 (第5条関係)

高等学校等教育職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	略			円	円	円
	1			319,700	376,800	451,900
	2			321,500	378,300	453,700
	3			323,300	379,700	455,500
	4			325,000	381,100	457,300
	5			326,600	382,500	458,900
	6			328,500	384,000	460,600
	7			330,400	385,500	462,500
	8			332,300	386,900	464,200
	9			334,100	388,200	465,900
	10			336,100	389,700	467,500
	11			337,900	391,200	469,000
	12			339,700	392,700	470,500
	13			341,400	394,100	472,000
	14			343,100	395,600	473,300
	15			344,700	397,100	474,600
	16			346,300	398,600	475,900
	17			347,900	400,000	477,100
	18			349,200	401,600	477,800
	19			350,400	403,200	478,500
	20			351,600	404,700	479,200
	21			352,900	405,900	479,800
	22			354,500	407,300	480,500
	23			356,100	408,700	481,200
	24			357,600	410,000	481,900
	25			359,100	411,600	482,500
	26			360,700	413,000	483,200
	27			362,300	414,300	483,900
	28			363,800	415,700	484,600
	29			365,300	417,100	485,200
	30			366,900	418,400	
	31			368,500	419,900	
	32			370,000	421,400	
	33			371,500	423,000	
	34			373,100	424,400	
	35			374,700	426,000	
	36			376,200	427,500	
	37			377,700	429,200	
	38			379,200	430,700	
	39			380,700	432,300	
	40			382,100	433,900	
	41			383,500	435,400	
	42			385,000	436,900	
	43			386,400	438,100	
	44			387,800	439,300	
	45			389,300	440,500	
	46			390,900	441,800	
	47			392,500	443,000	
	48			393,900	444,200	
	49			395,100	445,300	
	50			396,500	446,500	
	51			397,900	447,700	
	52			399,200	448,900	

別表第1 (第5条関係)

高等学校等教育職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	略			円	円	円
	1			298,200	354,600	423,900
	2			300,000	356,000	425,700
	3			301,800	357,400	427,500
	4			303,600	358,800	429,100
	5			305,400	360,200	430,600
	6			307,200	361,500	432,100
	7			309,000	362,800	433,900
	8			310,700	364,100	435,700
	9			312,400	365,300	437,400
	10			314,200	366,800	439,200
	11			316,000	368,300	441,100
	12			317,800	369,700	442,900
	13			319,700	371,000	444,600
	14			321,500	372,500	446,500
	15			323,300	374,000	448,300
	16			325,000	375,400	450,200
	17			326,600	376,800	451,900
	18			328,500	378,300	453,700
	19			330,400	379,700	455,500
	20			332,300	381,100	457,300
	21			334,100	382,500	458,900
	22			336,100	384,000	460,600
	23			337,900	385,500	462,500
	24			339,700	386,900	464,200
	25			341,400	388,200	465,900
	26			343,100	389,700	467,500
	27			344,700	391,200	469,000
	28			346,300	392,700	470,500
	29			347,900	394,100	472,000
	30			349,200	395,600	473,300
	31			350,400	397,100	474,600
	32			351,600	398,600	475,900
	33			352,900	400,000	477,100
	34			354,500	401,600	477,800
	35			356,100	403,200	478,500
	36			357,600	404,700	479,200
	37			359,100	405,900	479,800
	38			360,700	407,300	480,500
	39			362,300	408,700	481,200
	40			363,800	410,000	481,900
	41			365,300	411,600	482,500
	42			366,900	413,000	483,200
	43			368,500	414,300	483,900
	44			370,000	415,700	484,600
	45			371,500	417,100	485,200
	46			373,100	418,400	
	47			374,700	419,900	
	48			376,200	421,400	
	49			377,700	423,000	
	50			379,200	424,400	
	51			380,700	426,000	
	52			382,100	427,500	

	53	<u>400,400</u>	<u>450,100</u>
	54	<u>401,600</u>	<u>451,300</u>
	55	<u>402,900</u>	<u>452,500</u>
	56	<u>404,200</u>	<u>453,700</u>
	57	<u>405,500</u>	<u>454,800</u>
	58	<u>406,800</u>	<u>455,400</u>
	59	<u>408,200</u>	<u>455,900</u>
	60	<u>409,400</u>	<u>456,400</u>
	61	<u>410,600</u>	<u>456,900</u>
	62	<u>412,000</u>	
	63	<u>413,400</u>	
	64	<u>414,700</u>	
	65	<u>415,900</u>	
	66	<u>417,100</u>	
	67	<u>418,400</u>	
	68	<u>419,800</u>	
	69	<u>421,100</u>	
	70	<u>422,300</u>	
	71	<u>423,300</u>	
	72	<u>424,500</u>	
	73	<u>425,700</u>	
	74	<u>426,800</u>	
	75	<u>428,000</u>	
	76	<u>429,000</u>	
	77	<u>430,100</u>	
	78	<u>431,100</u>	
	79	<u>432,100</u>	
	80	<u>433,100</u>	
	81	<u>434,000</u>	
	82	<u>434,800</u>	
	83	<u>435,600</u>	
	84	<u>436,400</u>	
	85	<u>437,100</u>	
	86	<u>437,500</u>	
	87	<u>437,900</u>	
	88	<u>438,300</u>	
	89	<u>438,700</u>	
	90	<u>439,000</u>	
	91	<u>439,300</u>	
	92	<u>439,500</u>	
	93	<u>439,800</u>	
	94	<u>440,100</u>	
	95	<u>440,400</u>	
	96	<u>440,600</u>	
	97	<u>440,800</u>	
	98	<u>441,100</u>	
	99	<u>441,400</u>	
	100	<u>441,600</u>	
	101	<u>441,800</u>	
	102	<u>442,100</u>	
	103	<u>442,400</u>	
	104	<u>442,600</u>	
	105	<u>442,800</u>	
	106		
	107		
	108		
	109		
	110		

定年前再
任用短時
間勤務職
員以外の
職員

	53	<u>383,500</u>	<u>429,200</u>
	54	<u>385,000</u>	<u>430,700</u>
	55	<u>386,400</u>	<u>432,300</u>
	56	<u>387,800</u>	<u>433,900</u>
	57	<u>389,300</u>	<u>435,400</u>
	58	<u>390,900</u>	<u>436,900</u>
	59	<u>392,500</u>	<u>438,100</u>
	60	<u>393,900</u>	<u>439,300</u>
	61	<u>395,100</u>	<u>440,500</u>
	62	<u>396,500</u>	<u>441,800</u>
	63	<u>397,900</u>	<u>443,000</u>
	64	<u>399,200</u>	<u>444,200</u>
	65	<u>400,400</u>	<u>445,300</u>
	66	<u>401,600</u>	<u>446,500</u>
	67	<u>402,900</u>	<u>447,700</u>
	68	<u>404,200</u>	<u>448,900</u>
	69	<u>405,500</u>	<u>450,100</u>
	70	<u>406,800</u>	<u>451,300</u>
	71	<u>408,200</u>	<u>452,500</u>
	72	<u>409,400</u>	<u>453,700</u>
	73	<u>410,600</u>	<u>454,800</u>
	74	<u>412,000</u>	<u>455,400</u>
	75	<u>413,400</u>	<u>455,900</u>
	76	<u>414,700</u>	<u>456,400</u>
	77	<u>415,900</u>	<u>456,900</u>
	78	<u>417,100</u>	
	79	<u>418,400</u>	
	80	<u>419,800</u>	
	81	<u>421,100</u>	
	82	<u>422,300</u>	
	83	<u>423,300</u>	
	84	<u>424,500</u>	
	85	<u>425,700</u>	
	86	<u>426,800</u>	
	87	<u>428,000</u>	
	88	<u>429,000</u>	
	89	<u>430,100</u>	
	90	<u>431,100</u>	
	91	<u>432,100</u>	
	92	<u>433,100</u>	
	93	<u>434,000</u>	
	94	<u>434,800</u>	
	95	<u>435,600</u>	
	96	<u>436,400</u>	
	97	<u>437,100</u>	
	98	<u>437,500</u>	
	99	<u>437,900</u>	
	100	<u>438,300</u>	
	101	<u>438,700</u>	
	102	<u>439,000</u>	
	103	<u>439,300</u>	
	104	<u>439,500</u>	
	105	<u>439,800</u>	
	106	<u>440,100</u>	
	107	<u>440,400</u>	
	108	<u>440,600</u>	
	109	<u>440,800</u>	
	110	<u>441,100</u>	

定年前再
任用短時
間勤務職
員以外の
職員

111				
112				
113				
114				
115				
116				
117				
118				
119				
120				
121				
122				
123				
124				
125				
126				
127				
128				
129				
130				
131				
132				
133				
134				
135				
136				
137				
138				
139				
140				
141				
142				
143				
144				
145				
146				
147				
148				
149				
150				
151				
152				
153				
定年前再任用 短時間勤務職員	略			

備考 略

111				441,400
112				441,600
113				441,800
114				442,100
115				442,400
116				442,600
117				442,800
118				
119				
120				
121				
122				
123				
124				
125				
126				
127				
128				
129				
130				
131				
132				
133				
134				
135				
136				
137				
138				
139				
140				
141				
142				
143				
144				
145				
146				
147				
148				
149				
150				
151				
152				
153				
定年前再任用 短時間勤務職員	略			

備考 略

別表第2 (第5条関係)

中学校及び小学校教育職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	略			円	円	円
	1			319,700	348,700	435,700
	2			321,500	350,200	437,000
	3			323,300	351,700	438,200
	4			325,000	353,200	439,500
	5			326,600	354,600	440,600
	6			328,500	356,000	441,700
	7			330,400	357,400	442,900
	8			332,300	358,800	444,100
	9			334,100	360,200	445,400
	10			336,100	361,500	446,600
	11			337,900	362,800	447,600
	12			339,700	364,100	448,700
	13			341,400	365,300	449,900
	14			343,100	366,600	450,700
	15			344,700	367,800	451,500
	16			346,300	369,000	452,400
	17			347,900	370,200	453,300
	18			349,200	371,400	453,800
	19			350,400	372,600	454,300
	20			351,600	373,700	454,800
	21			352,900	374,800	455,300
	22			354,300	376,000	455,800
	23			355,700	377,200	456,300
	24			357,000	378,300	456,800
	25			358,300	379,400	457,300
	26			359,700	380,600	457,800
	27			361,100	381,800	458,300
	28			362,400	382,900	458,800
	29			363,700	384,000	459,300
	30			365,100	385,200	459,800
	31			366,400	386,400	460,300
	32			367,700	387,500	460,800
	33			369,000	388,600	461,300
	34			370,200	389,800	
	35			371,400	391,000	
	36			372,600	392,200	
	37			373,800	393,400	
	38			375,000	394,700	
	39			376,200	395,900	
	40			377,400	397,100	
	41			378,500	398,300	
	42			379,700	399,600	
	43			380,900	400,600	
	44			382,100	401,700	
	45			383,200	402,900	
	46			384,500	404,100	
	47			385,800	405,300	
	48			387,000	406,500	
	49			387,900	407,600	
	50			389,100	408,600	
	51			390,100	409,900	
	52			391,200	411,100	

別表第2 (第5条関係)

中学校及び小学校教育職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	略			円	円	円
	1			298,200	323,900	413,600
	2			300,000	326,000	415,100
	3			301,800	328,100	416,600
	4			303,600	330,200	418,000
	5			305,400	332,200	419,300
	6			307,200	334,300	420,700
	7			309,000	336,400	422,100
	8			310,700	338,500	423,500
	9			312,400	340,500	424,900
	10			314,200	342,600	426,300
	11			316,000	344,700	427,700
	12			317,800	346,700	429,000
	13			319,700	348,700	430,300
	14			321,500	350,200	431,700
	15			323,300	351,700	433,100
	16			325,000	353,200	434,500
	17			326,600	354,600	435,700
	18			328,500	356,000	437,000
	19			330,400	357,400	438,200
	20			332,300	358,800	439,500
	21			334,100	360,200	440,600
	22			336,100	361,500	441,700
	23			337,900	362,800	442,900
	24			339,700	364,100	444,100
	25			341,400	365,300	445,400
	26			343,100	366,600	446,600
	27			344,700	367,800	447,600
	28			346,300	369,000	448,700
	29			347,900	370,200	449,900
	30			349,200	371,400	450,700
	31			350,400	372,600	451,500
	32			351,600	373,700	452,400
	33			352,900	374,800	453,300
	34			354,300	376,000	453,800
	35			355,700	377,200	454,300
	36			357,000	378,300	454,800
	37			358,300	379,400	455,300
	38			359,700	380,600	455,800
	39			361,100	381,800	456,300
	40			362,400	382,900	456,800
	41			363,700	384,000	457,300
	42			365,100	385,200	457,800
	43			366,400	386,400	458,300
	44			367,700	387,500	458,800
	45			369,000	388,600	459,300
	46			370,200	389,800	459,800
	47			371,400	391,000	460,300
	48			372,600	392,200	460,800
	49			373,800	393,400	461,300
	50			375,000	394,700	
	51			376,200	395,900	
	52			377,400	397,100	

定年前再
任用短
時勤務
職員以
外の職
員

53	<u>392,000</u>	<u>412,300</u>
54	<u>393,100</u>	<u>413,400</u>
55	<u>394,100</u>	<u>414,500</u>
56	<u>395,100</u>	<u>415,600</u>
57	<u>396,200</u>	<u>416,600</u>
58	<u>397,200</u>	<u>417,800</u>
59	<u>398,300</u>	<u>419,000</u>
60	<u>399,400</u>	<u>420,200</u>
61	<u>400,400</u>	<u>420,800</u>
62	<u>401,500</u>	<u>421,600</u>
63	<u>402,600</u>	<u>422,300</u>
64	<u>403,600</u>	<u>422,800</u>
65	<u>404,500</u>	<u>423,100</u>
66	<u>405,400</u>	<u>423,400</u>
67	<u>406,400</u>	<u>423,800</u>
68	<u>407,400</u>	<u>424,200</u>
69	<u>408,200</u>	<u>424,500</u>
70	<u>409,000</u>	<u>424,900</u>
71	<u>409,700</u>	<u>425,200</u>
72	<u>410,500</u>	<u>425,500</u>
73	<u>411,200</u>	<u>425,800</u>
74	<u>411,800</u>	<u>426,200</u>
75	<u>412,500</u>	<u>426,500</u>
76	<u>413,200</u>	<u>426,800</u>
77	<u>413,800</u>	<u>427,100</u>
78	<u>414,500</u>	<u>427,400</u>
79	<u>415,000</u>	<u>427,700</u>
80	<u>415,600</u>	<u>427,900</u>
81	<u>416,000</u>	<u>428,100</u>
82	<u>416,400</u>	<u>428,400</u>
83	<u>416,700</u>	<u>428,700</u>
84	<u>417,000</u>	<u>428,900</u>
85	<u>417,200</u>	<u>429,100</u>
86	<u>417,500</u>	<u>429,400</u>
87	<u>417,800</u>	<u>429,700</u>
88	<u>418,000</u>	<u>429,900</u>
89	<u>418,200</u>	<u>430,100</u>
90	<u>418,500</u>	<u>430,400</u>
91	<u>418,800</u>	<u>430,700</u>
92	<u>419,000</u>	<u>430,900</u>
93	<u>419,200</u>	<u>431,100</u>
94	<u>419,500</u>	
95	<u>419,800</u>	
96	<u>420,000</u>	
97	<u>420,200</u>	
98	<u>420,500</u>	
99	<u>420,800</u>	
100	<u>421,000</u>	
101	<u>421,200</u>	
102	<u>421,500</u>	
103	<u>421,800</u>	
104	<u>422,000</u>	
105	<u>422,200</u>	
106		
107		
108		
109		
110		

定年前再
任用短
時勤務
職員以
外の職
員

53	<u>378,500</u>	<u>398,300</u>
54	<u>379,700</u>	<u>399,600</u>
55	<u>380,900</u>	<u>400,600</u>
56	<u>382,100</u>	<u>401,700</u>
57	<u>383,200</u>	<u>402,900</u>
58	<u>384,500</u>	<u>404,100</u>
59	<u>385,800</u>	<u>405,300</u>
60	<u>387,000</u>	<u>406,500</u>
61	<u>387,900</u>	<u>407,600</u>
62	<u>389,100</u>	<u>408,600</u>
63	<u>390,100</u>	<u>409,900</u>
64	<u>391,200</u>	<u>411,100</u>
65	<u>392,000</u>	<u>412,300</u>
66	<u>393,100</u>	<u>413,400</u>
67	<u>394,100</u>	<u>414,500</u>
68	<u>395,100</u>	<u>415,600</u>
69	<u>396,200</u>	<u>416,600</u>
70	<u>397,200</u>	<u>417,800</u>
71	<u>398,300</u>	<u>419,000</u>
72	<u>399,400</u>	<u>420,200</u>
73	<u>400,400</u>	<u>420,800</u>
74	<u>401,500</u>	<u>421,600</u>
75	<u>402,600</u>	<u>422,300</u>
76	<u>403,600</u>	<u>422,800</u>
77	<u>404,500</u>	<u>423,100</u>
78	<u>405,400</u>	<u>423,400</u>
79	<u>406,400</u>	<u>423,800</u>
80	<u>407,400</u>	<u>424,200</u>
81	<u>408,200</u>	<u>424,500</u>
82	<u>409,000</u>	<u>424,900</u>
83	<u>409,700</u>	<u>425,200</u>
84	<u>410,500</u>	<u>425,500</u>
85	<u>411,200</u>	<u>425,800</u>
86	<u>411,800</u>	<u>426,200</u>
87	<u>412,500</u>	<u>426,500</u>
88	<u>413,200</u>	<u>426,800</u>
89	<u>413,800</u>	<u>427,100</u>
90	<u>414,500</u>	<u>427,400</u>
91	<u>415,000</u>	<u>427,700</u>
92	<u>415,600</u>	<u>427,900</u>
93	<u>416,000</u>	<u>428,100</u>
94	<u>416,400</u>	<u>428,400</u>
95	<u>416,700</u>	<u>428,700</u>
96	<u>417,000</u>	<u>428,900</u>
97	<u>417,200</u>	<u>429,100</u>
98	<u>417,500</u>	<u>429,400</u>
99	<u>417,800</u>	<u>429,700</u>
100	<u>418,000</u>	<u>429,900</u>
101	<u>418,200</u>	<u>430,100</u>
102	<u>418,500</u>	<u>430,400</u>
103	<u>418,800</u>	<u>430,700</u>
104	<u>419,000</u>	<u>430,900</u>
105	<u>419,200</u>	<u>431,100</u>
106	<u>419,500</u>	
107	<u>419,800</u>	
108	<u>420,000</u>	
109	<u>420,200</u>	
110	<u>420,500</u>	

111				
112				
113				
114				
115				
116				
117				
118				
119				
120				
121				
122				
123				
124				
125				
126				
127				
128				
129				
130				
131				
132				
133				
134				
135				
136				
137				
138				
139				
140				
141				
142				
143				
144				
145				
146				
147				
148				
149				
150				
151				
152				
153				
154				
155				
156				
157				
定年前再任用 短時間勤務職員	略			

備考 略

111				420,800
112				421,000
113				421,200
114				421,500
115				421,800
116				422,000
117				422,200
118				
119				
120				
121				
122				
123				
124				
125				
126				
127				
128				
129				
130				
131				
132				
133				
134				
135				
136				
137				
138				
139				
140				
141				
142				
143				
144				
145				
146				
147				
148				
149				
150				
151				
152				
153				
154				
155				
156				
157				
定年前再任用 短時間勤務職員	略			

備考 略

(へき地手当等に関する条例の一部改正)

第2条 へき地手当等に関する条例(昭和46年香川県条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「職員」とは、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、学校栄養職員(学校給食法(昭和29年法律第160号)第7条に規定する職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者をいい、同法第6条に規定する施設(以下「共同調理場」という。)に勤務する当該職員を含む。)及び事務職員(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項の規定により採用されたこれらの者を除く。)であって、香川県においてその給与を負担しているものをいう。</p> <p>(へき地手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 職員の給与に関する条例(昭和26年香川県条例第5号)第9条の2又は公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年香川県条例第8号)第21条に規定する地域手当が支給される地域に所在するへき地学校等に勤務する職員には、支給される地域手当の額の限度において、へき地手当は支給しない。</p> <p>(へき地手当に準ずる手当)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「職員」とは、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、学校栄養職員(学校給食法(昭和29年法律第160号)第7条に規定する職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者をいい、同法第6条に規定する施設(以下「共同調理場」という。)に勤務する当該職員を含む。)及び事務職員(<u>職員の定年等に関する条例(昭和59年香川県条例第20号)第13条又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項の規定により採用されたこれらの者を除く。</u>)であって、香川県においてその給与を負担しているものをいう。</p> <p>(へき地手当)</p> <p>第4条 前条第1項の規定により指定されたへき地学校に勤務する職員には、給料及び扶養手当の月額合計額に、当該へき地学校の級別に応じ、次に掲げる級別ごとの支給割合を乗じて得た月額のへき地手当を支給する。</p> <p>1級 100分の4 2級 100分の8 3級 100分の12 4級 100分の16</p> <p>2 前条第1項の規定により指定されたへき地学校に準ずる学校又は共同調理場に勤務する職員には、給料及び扶養手当の月額合計額に100分の2を乗じて得た月額のへき地手当を支給する。</p> <p>3 職員の給与に関する条例(昭和26年香川県条例第5号)第9条の2又は公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年香川県条例第8号)<u>第21条の2</u>に規定する地域手当が支給される地域に所在するへき地学校等に勤務する職員には、支給される地域手当の額の限度において、へき地手当は支給しない。</p> <p>(へき地手当に準ずる手当)</p>

第5条 略

第5条 職員が在勤地を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合又は職員の勤務する学校若しくは共同調理場（以下「学校等」という。）が移転し、当該移転に伴って職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に勤務する学校等又はその移転した学校等がへき地学校等又は特別地学校に該当するときは、当該職員には、次項に定めるところにより、当該異動又は学校等の移転（以下この条において「異動等」という。）の日から3年以内の期間（当該異動等の日から起算して3年を経過する際その有する技術、経験等に照らし、3年を超えて引き続き異動等の直後の学校等に勤務させることが必要であると教育委員会が認めた職員（以下この条において「特例職員」という。）にあっては、6年以内の期間）、給料及び扶養手当の月額合計額に100分の4（特例職員にあっては、異動等の日から起算して5年に達するまでの間は100分の4、同日から起算して5年に達した後は100分の2）を乗じて得た月額へのき地手当に準ずる手当を支給する。

2 前項のへき地手当に準ずる手当の支給は、異動等に伴って住居を移転した日から開始し、当該異動等の日から起算して3年（特例職員にあっては、6年）に達する日をもって終わる。ただし、当該職員に次の各号に掲げる事由が生じた場合には、当該各号に定める日をもってその支給は終わる。

(1) 職員がへき地学校等若しくは特別地学校以外の学校等に異動した場合又は職員の勤務する学校等が移転等のためへき地学校等若しくは特別地学校に該当しないこととなった場合当該異動又は移転等の日の前日

(2) 職員が他のへき地学校等若しくは特別地学校に異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合又は職員の勤務する学校等が移転し、当該移転に伴って職員が住居を移転した場合（当該学校等が引き続きへき地学校等又は特別地学校に該当する場合に限る。）住居の移転の日の前日

（義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正）

第3条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年香川県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第7条 削除</p>	<p>（4週間単位の正規の勤務時間の割振りの特例） <u>第7条 教育職員のサービスを監督する教育委員会（以下「サービス監督教育委員会」という。）は、教育職員について、4週間を平均して1週間の勤務時間が</u></p>

人事委員会に協議して教育委員会規則で定める時間を超えない範囲内で、特定の日において7時間45分又は特定の週において当該教育委員会規則で定める時間を超えて勤務させるよう正規の勤務時間を割り振ることができる。

(1年単位の正規の勤務時間の割振りの特例)

第8条 服務監督教育委員会は、教育職員のうち、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある者については、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第29条第1項の規定により服務監督教育委員会が定める義務教育諸学校等の夏季、冬季、学年末等における休業日等の期間において当該教育職員の勤務時間を割り振らない日を連続して設けることを目的とする場合に限り、勤務時間等条例第3条第1項から第4項まで及び第4条の規定にかかわらず、人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるところにより、週休日及び正規の勤務時間の割振りを別に定めることができる。

2～6 略

(1年単位の正規の勤務時間の割振りの特例)

第8条 教育職員のサービスを監督する教育委員会(以下「服務監督教育委員会」という。)は、教育職員のうち、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある者については、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第29条第1項の規定により服務監督教育委員会が定める義務教育諸学校等の夏季、冬季、学年末等における休業日等の期間において当該教育職員の勤務時間を割り振らない日を連続して設けることを目的とする場合に限り、勤務時間等条例第3条第1項から第4項まで及び第4条の規定にかかわらず、人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるところにより、週休日及び正規の勤務時間の割振りを別に定めることができる。

2～6 略

(公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第4条 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年香川県条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(1週間の勤務時間) 第3条 略</p>	<p>(1週間の勤務時間) 第3条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。 2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の1週間当たりの勤務時間は、前項の規定にかかわらず、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。)に従い、任命権者が定める。</p>

(週休日及び勤務時間の割振り)

第4条 略

2 略

3 任命権者は、職員（教育委員会規則で定める職員を除く。以下この項において同じ。）について、職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、教育委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として教育委員会規則で定める期間（以下この項において「単位期間」という。）ごとの期間につき、前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、単位期間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い、勤務時間を割り振るものとする。

(休憩時間)

第7条 略

- 3 職員の定年等に関する条例（昭和59年香川県条例第20号）第13条の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。
- 4 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、任命権者が定める。
- 5 任命権者は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により前各項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、人事委員会の承認を得て、別に定めることができる。

(週休日及び勤務時間の割振り)

第4条 略

- 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

(休憩時間)

第7条 任命権者は、1日の勤務時間が6時間を超える場合においては少な

2 任命権者は、次に掲げる場合には、教育委員会規則で定めるところにより、休憩時間を一斉に与えないことその他の休憩時間の基準について別段の定めをすることができる。

(1) 職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要があるとき。

(2) 職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼし、又は能率を甚だしく阻害するとき。

(3) 職員からの申告を考慮して休憩時間を置くことが適当であるとき。

(育児又は介護を行う職員の正規の勤務時間以外の時間における勤務等の制限)

第8条 任命権者（県費負担教職員にあっては、市町の教育委員会。次項及び第3項、第10条第1項、第12条第3項、第15条第1項、第16条、第20条並びに第21条第1項において同じ。）は、3歳に満たない子（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下この条及び第15条の3第1項において同じ。）を養育する職員が、教育委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第3条から第6条までの規定による勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間における勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）をさせてはならない。

2・3 略

4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「3歳に満たない子（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下この条及び第15条の3第1項において同じ。）を養育する職員が、教育委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができる者として教育委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、教育委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職

くとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を、それぞれ勤務時間の途中に置かなければならない。

2 前項の休憩時間は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要がある場合において、教育委員会規則で定めるところにより、一斉に与えないことができる。

(育児又は介護を行う職員の正規の勤務時間以外の時間における勤務等の制限)

第8条 任命権者（県費負担教職員にあっては、市町の教育委員会。次項及び第3項、第10条第1項、第12条第3項、第15条第1項、第16条、第20条並びに第21条第1項において同じ。）は、3歳に満たない子（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下この条において同じ。）を養育する職員が、教育委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第3条から第6条までの規定による勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間における勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）をさせてはならない。

2・3 略

4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「3歳に満たない子（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下この条において同じ。）を養育する職員が、教育委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができる者として教育委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、教育委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、教育委員会規

員が、教育委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、教育委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、第1項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の正常な運営を妨げる」と、第2項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と読み替えるものとする。

5 略

(休暇の種類)

第11条 職員の休暇は、年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇とする。

(介護時間)

第15条の2 略

(子育て部分休暇)

第15条の3 子育て部分休暇は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）がその小学校就学の始期から9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 子育て部分休暇の時間は、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 子育て部分休暇については、公立学校職員の給与に関する条例第27条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇の承認)

第16条 病気休暇、特別休暇（教育委員会規則で定めるものを除く。）、介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇については、教育委員会規則で定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号）の一部を次のように改正する。

則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、教育委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、第1項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の正常な運営を妨げる」と、第2項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と読み替えるものとする。

5 略

(休暇の種類)

第11条 職員の休暇は、年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

(介護時間)

第15条の2 略

(病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認)

第16条 病気休暇、特別休暇（教育委員会規則で定めるものを除く。）、介護休暇及び介護時間については、教育委員会規則で定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第1

改正後	改正前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第3条、第24条の2第1項及び第24条の3第2項の規定の適用については、学校職員給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号）第4条の規定」と、学校職員給与条例第24条の2第1項中「職員が」とあるのは「職員又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員が」と、学校職員給与条例第24条の3第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第3条、第24条の2第1項及び第24条の3第2項の規定の適用については、学校職員給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号）第4条の規定」と、学校職員給与条例第24条の2第1項中「職員が」とあるのは「職員又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員が」と、学校職員給与条例第24条の3第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p>

第2

改正後	改正前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第5条 職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号。以下「給与条例」という。）第3条、第4条、第7条から第9条まで、第9条の4、第11条の4及び第14条の8の規定、公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第8号。以下「学校職員給与条例」という。）第5条から第7条まで、第17条、第19条の2、<u>第20条</u>、第22条、第22条の2、第23条（同条第1項第8号に係るものに限る。）及び第24条の7の規定、産業教育手当の支給に関する条例（昭和32年香川県条例第53号）の規定並びに定時制通信教育手当の支給に関する条例（昭和35年香川県条例第31号）の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2 略</p> <p>3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第3条、第24条の2第1項及び第24条の3第2項の規定の適用については、学校職員給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号）第4条の規定」と、学校職員給与</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第5条 職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号。以下「給与条例」という。）第3条、第4条、第7条から第9条まで、第9条の4、第11条の4及び第14条の8の規定、公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第8号。以下「学校職員給与条例」という。）第5条から第7条まで、第17条、第19条の2 <u>から第21条まで</u>、第22条、第22条の2、第23条（同条第1項第8号に係るものに限る。）、<u>第24条の6</u>及び第24条の7の規定、産業教育手当の支給に関する条例（昭和32年香川県条例第53号）の規定並びに定時制通信教育手当の支給に関する条例（昭和35年香川県条例第31号）の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2 略</p> <p>3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第3条、第24条の2第1項及び第24条の3第2項の規定の適用については、学校職員給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号）第4条の規定」と、学校職員給与</p>

条例第24条の2第1項中「職員が」とあるのは「職員又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員が」と、学校職員給与条例第24条の3第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、学校職員給与条例第24条の6第2項中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。

条例第24条の2第1項中「職員が」とあるのは「職員又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員が」と、学校職員給与条例第24条の3第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の175」とする。

附 則

(施行期日等)

- この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第1条中第2の表の改正部分、第2条から第4条までの規定及び第5条中第2の表の改正部分は、令和7年4月1日から施行する。
- 第1条中第1の表の改正部分による改正後の公立学校職員の給与に関する条例（以下この項及び次項において「第1の表改正後給与条例」という。）別表第1及び別表第2の規定は令和6年4月1日から、第1の表改正後給与条例第24条の3第2項及び第3項並びに第24条の6第2項の規定並びに第5条中第1の表の改正部分による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は同年12月1日から適用する。
(給与の内払)
- 第1の表改正後給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条中第1の表の改正部分による改正前の公立学校職員の給与に関する条例又は第5条中第1の表の改正部分による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1の表改正後給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。
(号給の切替え)
- 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において公立学校職員の給与に関する条例（附則第6項及び第8項において「給与条例」という。）別表第1又は別表第2の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。
(切替日前の異動者の号給の調整)
- 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び人事委員会に協議して教育委員会の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会に協議して教育委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)
- 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条中第2の表の改正部分による改正後の給与条例（次項において「第2の表改正後給与条例」という。）第20条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 心身に著しい障害がある者」とあるのは「(5) 心身に著しい障害がある者
(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、同項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。
(単身赴任手当に関する経過措置)
- 第2の表改正後給与条例第22条の4第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

(再任用職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置)

- 8 切替日以後に新たに職員の定年等に関する条例（昭和59年香川県条例第20号）第13条の規定により採用された職員及び職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年香川県条例第33号）附則第2項第4号に規定する暫定再任用職員等（以下この項及び次項において「再任用職員」という。）に対して適用されることとなる給与条例第23条の3の規定は、切替日以後に同条第1項に規定する異動をした再任用職員又は切替日以後に同項に規定する学校の移転があった再任用職員について適用する。

(再任用職員へのへき地手当に準ずる手当に関する経過措置)

- 9 再任用職員に対して適用されることとなるへき地手当等に関する条例第5条の規定は、切替日以後に同条第1項に規定する異動をした再任用職員又は切替日以後に同項に規定する学校等の移転があった再任用職員について適用する。

(教育委員会規則への委任)

- 10 前各項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める。

附則別表 号給の切替表（附則第4項関係）

1 高等学校等教育職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級		
	特2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	2
19	7	3	3
20	8	4	4

21	9	5	5
22	10	6	6
23	11	7	7
24	12	8	8
25	13	9	9
26	14	10	10
27	15	11	11
28	16	12	12
29	17	13	13
30	18	14	14
31	19	15	15
32	20	16	16
33	21	17	17
34	22	18	18
35	23	19	19
36	24	20	20
37	25	21	21
38	26	22	22
39	27	23	23
40	28	24	24
41	29	25	25
42	30	26	26
43	31	27	27
44	32	28	28
45	33	29	29
46	34	30	
47	35	31	
48	36	32	
49	37	33	
50	38	34	
51	39	35	
52	40	36	
53	41	37	

54	42	38	
55	43	39	
56	44	40	
57	45	41	
58	46	42	
59	47	43	
60	48	44	
61	49	45	
62	50	46	
63	51	47	
64	52	48	
65	53	49	
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66		
79	67		
80	68		
81	69		
82	70		
83	71		
84	72		
85	73		
86	74		

87	75		
88	76		
89	77		
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		
98	86		
99	87		
100	88		
101	89		
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		
106	94		
107	95		
108	96		
109	97		
110	98		
111	99		
112	100		
113	101		
114	102		
115	103		
116	104		
117	105		

2 中学校及び小学校教育職給料表の適用を受ける職員の新号給

	職務の級
--	------

旧号給	特 2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	2	1
15	3	3	1
16	4	4	1
17	5	5	1
18	6	6	2
19	7	7	3
20	8	8	4
21	9	9	5
22	10	10	6
23	11	11	7
24	12	12	8
25	13	13	9
26	14	14	10
27	15	15	11
28	16	16	12
29	17	17	13
30	18	18	14
31	19	19	15
32	20	20	16

33	21	21	17
34	22	22	18
35	23	23	19
36	24	24	20
37	25	25	21
38	26	26	22
39	27	27	23
40	28	28	24
41	29	29	25
42	30	30	26
43	31	31	27
44	32	32	28
45	33	33	29
46	34	34	30
47	35	35	31
48	36	36	32
49	37	37	33
50	38	38	
51	39	39	
52	40	40	
53	41	41	
54	42	42	
55	43	43	
56	44	44	
57	45	45	
58	46	46	
59	47	47	
60	48	48	
61	49	49	
62	50	50	
63	51	51	
64	52	52	
65	53	53	

66	54	54	
67	55	55	
68	56	56	
69	57	57	
70	58	58	
71	59	59	
72	60	60	
73	61	61	
74	62	62	
75	63	63	
76	64	64	
77	65	65	
78	66	66	
79	67	67	
80	68	68	
81	69	69	
82	70	70	
83	71	71	
84	72	72	
85	73	73	
86	74	74	
87	75	75	
88	76	76	
89	77	77	
90	78	78	
91	79	79	
92	80	80	
93	81	81	
94	82	82	
95	83	83	
96	84	84	
97	85	85	
98	86	86	

99	87	87	
100	88	88	
101	89	89	
102	90	90	
103	91	91	
104	92	92	
105	93	93	
106	94		
107	95		
108	96		
109	97		
110	98		
111	99		
112	100		
113	101		
114	102		
115	103		
116	104		
117	105		